諮問番号：平成２９年度諮問第９号

答申番号：平成２９年度答申第１２号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成○○年○月○日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当・特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　児童手当・特例給付支給事由消滅通知書（以下「通知書」という。）の消滅の理由が「○○○○・○○○○○○○○○○があったため」とされているが、あまりにも事実と異なった判断である。○○○○○○○○一切していない。審査請求人は、○の両親と同居しており、その両親も「○○○○○○○○一切していないから審査請求しなさい」と言ってくれている。本件処分を取り消すとの裁決を求める。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　本件審査請求は、棄却が妥当である。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分に係る法令等の規定について

ア　「児童虐待・ＤＶ事例における児童手当関係事務処理について」（平成２４年３月３１日付け雇児発０３３１第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「局長通知」という。）の定め

局長通知の第二　配偶者からの暴力を訴えている事例の１のイで、「現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場合」は、配偶者から暴力を受けたと訴えている者の配偶者は支給要件に該当しないものと判断できるとしている。

また、こうした処理を行うべき具体的事例として、第二の１（１）③で「住民基本台帳事務処理要領（昭和４２年自治振第１５０号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）（以下「住民基本台帳事務処理要領」という。）に基づき、被害者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、当該支援措置の対象となっている場合」で、「配偶者からの暴力を理由として申請者及びその児童が、国民健康保険法上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること」とある。

イ　「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成２４年３月３１日付け雇児発０３３１第３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「ガイドライン」という。）の定め

　　ガイドライン第２２条において、公簿等によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により児童手当等の支給事由消滅処理をすることとしている。

（２）本件処分の適法性について

ア　審査請求人は、児童と住民票を異にしており、かつ審査請求人の配偶者（以下「○」という。）と児童は同一世帯に属している。また、住民基本台帳事務処理要領に基づき、○より、審査請求人からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、支援措置の対象となっている。さらに、○と児童が、国民健康保険上、審査請求人と別の世帯に属し、国民健康保険に加入している。

イ　本件処分は、法令等の要件を具備しているため適法であり、本件審査請求は棄却が妥当である。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年７月２６日　　諮問の受付

　平成２９年７月２７日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：８月１６日

口頭意見陳述申立期限：８月１６日

　平成２９年８月１０日　　第１回審議

　平成２９年８月２８日　　第２回審議

**第５ 審査会の判断**

児童手当は、法に基づき支給されるものであり、その支給要件の一として、法第４条第１項第１号において、支給要件児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその父母等であって、日本国内に住所を有するものと規定されている。そして、法第７条第１項において、児童手当の支給要件に該当する者は、児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならず、児童手当法施行規則第７条第１項において、児童手当の受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、市町村長に届書を提出しなければならない旨、規定されている。

ガイドライン第２２条において、児童手当の受給者から消滅事由の届が提出されない場合においても、市町村長は、公簿等により児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて、受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入すること、通知書を作成し受給者に送付すること等の処理を行うこととされており、また、法第４条第４項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合は、職権に基づく支給事由消滅の処理を行うことができる旨、規定されている。

また、○○○○○○○の事例における児童手当関係の事務処理について、局長通知において次のように定められている。

「第二　配偶者からの暴力を訴えている事例

１　職権による支給事由消滅処理を行うべき事例

配偶者からの暴力を訴えている事例についても、個々の事例により状況が様々であることから、配偶者暴力相談支援センター等との連携の下、慎重に判断する必要があるが、以下のイからハのいずれかに該当する場合は、配偶者から暴力を受けたと訴えている者（以下「申請者」という。）の配偶者（以下「配偶者」という。）は支給要件に該当しないものと判断できること。

　イ　現に申請者が専属的に児童の監護を行っており、かつ生計同一である場　合

　ロ（略）

　ハ（略）

　　上記のような場合には、配偶者に対して、ガイドライン第２２条に基づき、職権による児童手当等の支給事由消滅の処理を行うとともに、申請者に対して、児童手当等の申請の援助・審査等を行うこと。

　　イ及びロについては、こうした処理を行うべき具体的事例として、以下のような場合で、かつ、申請者が現に児童を監護し、配偶者に比して生計を維持する程度が高い場合が想定されること。

（１）　次の①から③に掲げる場合で、配偶者からの暴力を理由として申請者及びその児童が、国民健康保険法上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること、又は健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

①　（略）

②　（略）

　③　住民基本台帳事務処理要領に基づき、被害者より、配偶者等からの住民基本台帳の閲覧等の制限に係る申し出を受け、当該支援措置の対象となっている場合」

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、処分庁は、平成○○年○月○○日、住民基本台帳事務処理要領に基づき、審査請求人の配偶者から、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を受領していること、審査請求人の配偶者及びその児童は、国民健康保険上、審査請求人と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していることから、ガイドライン第２２条に基づく処理を行うべき具体的事例に該当するものとして、職権による児童手当の支給事由消滅処理を行うとともに、審査請求人に通知書を送付したものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）亀田　健二

委員　　　　　福田　公教

委員　　　　　松村　信夫